

平成25年2月 岡山市教育委員会定例会 会議録

1 開催日	平成25年2月20日 (水曜日)		
2 開会及び閉会	開会	15時00分	
	閉会	17時20分	
3 出席委員	委員長	渡辺勝志	
	委員	曾田佳代子	
	委員	東條光彦	
	委員(教育長)	山脇健	
4 会議出席者			
職名	氏名	職名	氏名
教育次長	橋本拓治	統括審議監	鈴木康義
審議監(学校教育担当)	福島治子	審議監(生涯学習担当)	直本正明
教育企画総務字課長	長瀬尚樹	次長(人事財務課長)	佐々木辰昭
学校施設課長	佐々江一男	学事課長	山本孝治
指導課長	天野和弘	指導課教育支援担当課長	山崎克磨
保健体育課長	三宅修司	生涯学習課長	丸川康一
文化財課長	乗岡実	次長(スポーツ振興課長)	宗光英明
事務局(教育企画総務課課長補佐)	高木宏	事務局(教育企画総務課主査)	小西一郎
5 議題及び結果			
報告第1号	専決処理の報告(平成25年度岡山市一般会計予算案(スポーツ振興課分を除く)への同意について)		承認
報告第2号	専決処理の報告(平成25年度岡山市一般会計予算案(スポーツ振興課分)への同意について)		承認
報告第3号	専決処理の報告(平成25年度岡山市学童校外事故共催事業費特別会計予算案への同意について)		承認
報告第4号	専決処理の報告(指定管理者の指定について)		承認
報告第5号	専決処理の報告(岡山市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について)		承認
第6号議案	岡山市教育委員会と学校法人おかやま希望学園との連携協力について		原案可決
6 教育長等の報告	[平成25年1月12日(土)～平成25年2月8日(金)]		
1/13	2013年新成人の集い		生涯学習課
1/14	新春子ども会かるたとり大会		生涯学習課
1/17	中学校区教職員研修会		学事課

1/17	いきいき学校園づくり	指導課
1/18	いきいき学校園づくり	指導課課
1/19	なかよし広場	文化財課
1/19	埋蔵文化財講座遺跡が語る岡山の歴史第5回	文化財課
1/21	中学校区教職員研修会	学事課
1/22	いきいき学校園づくり	指導課
1/23	中学校区教職員研修会	学事課
1/24	中学校区教職員研修会	学事課
1/25	いきいき学校園づくり	指導課
1/26	千足古墳発掘調査現地説明会	文化財課
1/28	学校給食週間中の学校訪問	保健体育課
1/28～29	千足古墳石障一般公開	文化財課
2/1	中学校区教職員研修会	学事課
2/1	どろんこ教育賞表彰式	指導課
2/2	岡山城三之外曲輪跡発掘調査現地説明会	文化財課
2/2	南方遺跡発掘調査現地説明会	文化財課
2/6～7	こころの劇場	指導課
2/8	中学校区教職員研修会	

曾田委員 指導課長 曾田委員 指導課長 曾田委員	○ いきいき学校園づくりはこれで本年度最後になるのか。 ○ これですべて最後になる。
指導課長	○ 中学校区の幼・小・中を同一年度に訪問するスタイルになって何年になるか。 ○ 3サイクル目、大学の先生が入って4年目になる。
曾田委員	○ 大学との連携の中で少しスキルアップできる部分があると一方では言っているが、受け手側のニーズと合っているかという心配をしている。大学の先生が入って成果が上がっていることがあれば教えて欲しい。
委員長	○ いろいろな例があると思うが、大学の先生の専門的な分野と学校の求めているものが一致している場合と多少ずれている場合がまだある。合致したときは学校にとっては非常に参考になっている。
生涯学習課長	○ 特に去年今年と指導要領が変わる時期でもあるので、少しでも外の応援が入るといいかなと思った。
直本審議監	○ 2013新成人の集いについて、私も参加したが会場内に入る人が非常に少なかった。企画して前で一生懸命やっている新成人の実行委員が気の毒な感じだった。外はどんな状況だったのか。中に入ってもらおう工夫は今後考えているのか。
委員長	○ 中に入らないのは長年の懸案になっている。実行委員会でも中に入る工夫を行うということで、昨年まではドーム内の掲示スペースまで入れるようにしていたが、そこに入ると式典自体ざわざわしてしまうので、今回は式典会場にしか入れないような状況にした。放送も何回も行い、職員も走り回って中に入るように促したが、なかなか入らなかった。次回はそのあたりを解決するように工夫したいと思っている。
曾田委員 指導課長	○ 私も初めて式典をのぞいたが、根本的に会場に問題があり、長期的な問題として今後検討していかなければならない。どうしてもああいうところを使うと空間が広いから気分的にもうかれてしまう。もう少し仕切れる空間があったほうがいい。イベントなら良いが、式典では相応しくない。また、消防出初式あとの会場の1,600席ぐらいをそのまま使っているが、成人式でそれだけの数を埋めるのは難しい。外にはそれだけの数の人が来ているが中に入るのは難しい。会場のコンパクト化、仕切りをして、800～1,000人で式典に相応しい雰囲気を出せる工夫が必要と感じた。もう少し呼びかけも行っていくが、いろんな関係団体を使って動員をある程度お願いもしながら、できることをやっていきたい。
曾田委員 指導課長	○ いい企画もあって、芸能人が出る時には中に入ってくるかなと思ったが、そうでもなく、前でやっている実行委員の人がかわいそうだった。是非そのようにしてもらいたい。
曾田委員 指導課長	○ 心の劇場はどんな事業か。 ○ 「はぐくむ心・あったかハート事業」の中で平成21年度から行っているもので、劇団四季の演劇を小学校児童が観るもの。今年は1日半かけて3回公演した。演目は「ガンバの大冒険」、去年は「はだかの王様」であった。来年度もやる予定で、これは優れた演劇を鑑賞する芸術体験を通じて、子どもたちの心を豊かにと考えているもの。
曾田委員 指導課長	○ これは有料か、それとも順番に学校を回るものか。 ○ 予算的には、劇団四季が企業等の協賛を受けて、来ていただく分は支払ってい

	<p>ない。市で予算化しているのは、市民会館の使用料のみ。参加している児童からは料金等は徴収していない。</p>
曾田委員	○ 劇団四季はチケットも取るのも大変な中で、このような行事を組めるのはよいこと。
教育長	○ やはり本物で、演技そのものや舞台背景など、いわゆる体育館でやるものとは全く違う。その中で心が育まれる題材・演出になっている。
委員長	○ その他にないか。それではここで、体罰のことが話題になっているが、文部科学省から各教育委員会に調査の指示があったということで、その状況について報告を求める。
教育支援担当課長	○ 説明（資料に沿って説明）
委員長	○ 我々が報告を受けるのは3月18日以降になるということ。今現在で取りまとめをすると聞いているが、情報が入っていれば教えて欲しい。
教育支援担当課長	○ この調査は2段階になっていて、1月末までに把握しているものについて現在その報告準備をしているが、今年度体罰と疑われる事案について、数件報告を受けている。あくまでこれは調査したわけではなく、学校から報告や相談のあったもの。その中で体罰として把握しているものは4件ある。しかし、これが国が求めている報告基準では、懲戒や措置といったものには当てはまらなないと考えている。そのため報告は0件になるが、実際に体罰は4件確認している。
委員長	○ 4件の、簡単な場面、対応の概略はどうだったのか。
教育支援担当課長	○ 先ず、授業中の活動の中で、ゲーム的なことをやっているときにそのルールを破って、何回も注意したがきかなかったので頭を1回叩いたというケースがあったり、清掃中に先生が指示したが、それに従えなかったということで背中を1回叩いたりという事案がある。
委員長	○ だいたい授業中や生活指導中というようなことか。
教育支援担当課長	○ 時間帯は様々ある。
委員長	○ 部活動中もあるのか。
教育支援担当課長	○ 現在、報告は受けていない。
委員長	○ 今年度4件あるが、文部科学省の報告のレベルにかからないものということだが、何か質問はあるか。
曾田委員	○ 4件は当該の先生が報告してわかったことか、周りの先生が報告したことか、子どもの申告によるものか、そのあたりはどうか。
教育支援担当課長	○ 保護者からの申告があったり、先生自身から管理職に報告があったり、市教委へあったりいろいろである。
曾田委員	○ 今聞くと、措置以前の段階で学校の中で整理できそうなどということだが、体罰に対する考え方が大きく変化してきたことがあったら教えて欲しい。
教育支援担当課長	○ 平成19年度の通知に示された体罰の考え方から大きく変わっているということはない。
曾田委員	○ 保護者が申告したというのは、一般的にこれは体罰に当たるだろうと考えたからで、それが概念に照らして体罰に当たるか当たらないかの線引きはなかなかしにくい事案と捉えてよいか。
教育支援担当課長	○ 先ほどの4件は、基準に照らし合わせて体罰と判断しているが、それが体罰に当たるかどうかは個々の事案ごとに聞き取りをして判断しなければならないと思う。
教育長	○ 物理的な行使力は体罰になるのでは。ただ今回の文科省の報告の基準に照らし合わせると当たらないというだけで、結局物理的に行使をしているのは体罰ではないのか。
教育支援担当課長	○ 有形力が発生した場合の一つの考え方として体罰という捉え方があるが、そのことによって怪我をしたとか、非常に大きな精神的ダメージを受けたというものではない。
教育長	○ 文科省も確かに他の例は通常体罰に当たらないといっている。
学事課長	○ 指導課担当課長が説明したが、体罰の定義を確認しておきたい。平成19年2月5日付けの文科相通知で定義されている。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所、時間的環境等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する。身体に対する侵害を内容とする殴る、叩く、蹴るといったこと、肉体的苦痛を与えることは、体罰に該当するというを明示している。教育長が言ったように体罰かどうかということと、体罰であっても懲戒処分に該当するのか、措置の対象となるのか、あるいは校長からの指導注意になるのか、それは中身・程度によって判断するというように事務局としては整理をしている。
委員長	○ だから今回4件は、懲戒処分には至らないが、体罰と判断されるものというこ

	と。
東條委員 教育支援担当課長 委員長	○ 校種別ではどうか。全部中学校か。 ○ 小学校も1件ある。 ○ 書きやすいようにアンケート用紙を児童生徒に持って帰ってもらうということだが、親に渡しづらかったり、忘れたりすることもあるので、親への周知徹底をお願いしたい。
東條委員 教育支援担当課長	○ 何件かの報告が出てくるかと思うが、報告があった場合に、その後の支援についてはどんなプランがあるのか。 ○ 先ず事実確認を関係者から行い、保護者への状況説明、場合によっては謝罪等ということになる。子どもの心のケアの部分もよく観察しながら、ケアに努めなければならぬと考えている。
東條委員	○ 子ども自身もそうだが、当事者の先生がどういう認識で叩いたかということもあるので、研修などにより認識を改めてもらうという意味でもアフターケアが必要かと思う。
曾田委員	○ 今回岡山市では教育長、事務局職員が行って、現場の研修をしているが、体罰についても認識が高まっていると思いたい、研修の後で出たところもあるのか。
橋本教育次長 曾田委員	○ 4件のうち1件は研修後にあった。 ○ それは残念だが、今後体罰という認識も、カウントに上げるかどうかも含めて微妙なところはあると思うが、やはり体罰は許されないということで共通認識しているわけだから、研修によってより認識できるようになればいいし、それをやっても認識が高まらないのであれば、他の方法も考えなければならぬことになる。
教育長	○ 当然、体罰で指導するという事はあってはならない。先ほど事例の中にもあったように、全く何らかの活動中に先生の方から制止のためであるとか、危険を防ぐために手を出してはいけないということではない。しかし、指導方法の段階で教師が感情的になる部分があったとか、感情的ではなくても、この子を伸ばすつもりで手を出してということについては許されない。指導の一つとして体罰を考えてはいけない。そのことが徹底していないのであれば、しっかり理解を深めてもらわないといけない。
委員長	○ アンケート内容を見ていると「自分はしていない」「見たことはありますか」というのはあるが「聞いたことがありますか」というのはないが、文科省のフォームなのか。
教育支援担当課長	○ うわさや間違っただ情報が飛び交うこともあるので、念のためそういう表記をしている。文科省がどうかはわからない。
委員長 教育支援担当課長	○ これは各自自治体に任されているのか。 ○ 基本的には岡山県が実施して、それに準じて同様のやり方でやっている。
東條委員 教育支援担当課長	○ 小学生の場合も全員だと思うが、一年生もやっているのか。 ○ 行っている。
東條委員	○ 研究上の調査をいろいろやっているが、一年生にこんなに一杯文字があるとできないのではないかと。正確な調査が可能かどうか疑問がある。共通フォームでやらないといけないということも分からないではないが、しかし実態の本質的な把握は聞き取りのような形でしないとできないのではないかと。実効性に関してはどのような見通しなのか。
教育支援担当課長	○ そのあたりを配慮して保護者にも協力していただき、記入してもらうことにしている。先ほどのご指摘のとおり、一年生のレベルでこの内容を理解することはなかなか難しい面があると思う。ただそこで気になることがあれば、あらためて聞き取りを行うことになる。
委員長 曾田委員 教育支援担当課長 曾田委員	○ そういう意味でも親によく理解してもらうことが必要である。 ○ 回収するときは封筒に入れてもらうのか。 ○ 封筒まで市教委では用意はしないが、家庭にあるものを使ってもらう。 ○ 記名だから誰が出した出していないというのが分かり、学校現場だったら書いた書いてないを気にする子もいるから、保護者に理解を求めるときに学校も配慮がいると思う。
東條委員	○ ちなみに学校に出さないで、直接教育委員会へ出してくることは想定しているか。
教育支援担当課長 東條委員 教育支援担当課長 東條委員	○ 想定していない。 ○ あった場合は、1回学校に戻して調査ということになるか。 ○ 学校がまず把握してということになる。 ○ そう思うが、そういう場合は学校に知られたくないということで学校を飛ばして送っていると思う。そういう場合はどうするのか。あまり多くないと思うが。

福島審議監	○ 保護者宛ての文章にも書いているが、小学校の場合には担任に渡すことに抵抗がある場合があるので、管理職が対応する旨記載して、できるだけ書きやすい状況をつくるようにしている。
教育長	○ 東條委員が言われたそういうケースがあってはよくないが、先ずどういう状況の中でどういうことがあったかを把握しなければならない。その上で、それが体罰か、手を出していれば体罰だが、懲戒報告として上げるかどうかということになる。それとしっかり保護者と話をしなければならない。
東條委員 教育長	○ レアケースだと思うが、そういうケースが一番重たい。 ○ もし学校に言わないで市教委に直接来るといふのがあると、今までにもあったかもしれないということになる。それが一番考えて把握しなければならないところ。
東條委員	○ こういう場合の調査ではごくまれなことだと思うが、こういう形の流れを想定しておいてもいいのではないかと思う。
委員長	○ 今重要な問題で、少しでも多くの情報が集まるようなことを、件数が少なければよいということではない。直接教育委員会に来るかもしれないし、いろいろなことを想定して対応していただきたい。これで発送する段取りになるか。
教育長 東條委員	○ どうしてもここを修正というものがあれば。 ○ これでやりなさいという話なので、フォーマット自体はいじれないのではないか。
教育長	○ 県の示しているものだが、変えてはいけないことはない。ただ、集計していく段階になると、個々でやっていたフォーマットでは上がってくる数字がそれぞれバラバラになってしまう。ある程度そろえておく必要がある。
委員長 東條委員 教育支援担当課長 東條委員	○ 統計学上バラバラになる。 ○ 保護者宛ての通知は市教委で作成したものか。 ○ 県のものを使用している。 ○ 封筒に入れてということも、「封をして」と書いておけば安心する。安心して出せるようにということをしていただきたい。 もう一つ、調査の流れで、「体罰にあたる事案」は提出期限を待たずに、早急に報告する」と書いてあって、2月末が期限になっているので、今月末から3月上旬にかけてそれにあたるものが報告されてくると思うが、1月末現在で把握した4件も含めて上がってくることになるか。
教育支援担当課長 東條委員	○ そうである。 ○ ということは、提出期限前にこういうことがありましたという報告がある場合があるということ。それは逐次調査を行っていくと考えているのか。
教育支援担当課長 東條委員	○ 聞き取りを行っていく。 ○ 全部集まるまで待たないで、すぐにやるということで考えておられる。ということは、3月の教育委員会は3月14日に予定されていたと思うが。
事務局 東條委員 東條委員	○ まだ変更の可能性はある。その近辺にはなるが。 ○ その辺りには確定値ではなくても、速報値でいただけるかと考えてよいか。 ○ 4件以上あると考えると3月末でなくてもよいかと考える。早めに教えてもらいたい。
委員長	○ なるべく早く状況を伝えてもらいたい。いろんな情報が上がってくるようお願いしたい。

7 議 事 の 大 要

委員長	○ 2月定例岡山市教育委員会を開催する。
委員長	○ 本日の傍聴希望者は2名いる。入室してもらってよいか。
全委員	○ <承認>
委員長	○ 傍聴を認める。
委員長	○ 日程第1、会期は本日1日限りとしてよいか。
全委員	○ <承認>
委員長	○ 日程第2、1月定例会の議事録に問題はないか。
全委員	○ <承認>
委員長	○ 日程第3、教育長等の報告、事業報告について質問はないか。 (会議録6「教育長等の報告」に記載)
委員長	○ 日程第4、報告第1号を報告願う。
人事財務課長	○ 説明(報告第1号の資料に沿って説明)
委員長	○ 質問、意見はないか。
東條委員	○ 「ストップ・ザ学校問題」への額は今年度比どのくらいなのか。

人事財務課長	○ 「ともに成長し合う学級集団づくり事業」は、今年度2, 490万円、来年度2, 890万円、400万円、「学校問題解決サポート事業」は、ほぼ同額で6万円増になっている。「教育相談室・適応指導教室整備事業」は、1, 292万円が1億5, 100万円の増額になっている。これは、建て替えが入るのでそうになっている。「不登校児童生徒支援員配置事業」は、ほぼ同額で3万3千円減額になっている。「スクールカウンセラー配置事業」は、ほぼ同額になっている。
曾田委員	○ 主な重点施策の中で、施設関係と文化財関係以外で国庫補助が入っている事業はどれか。
教育支援担当課長	○ 「防災教育の充実」の中に「実践的防災教育総合支援事業」があり、これが委託事業である。国の補助事業でいうと「スクールカウンセラー配置事業」が3分の1補助である。
曾田委員	○ どうして尋ねたかという、「ストップ・ザ学校問題」にある程度国庫補助があるのかと思ったが、相変わらずないということだったが、単市でしないといけないから、独特のものができるといいながら、財源がないとできないものがある。
委員長	○ 増えているのは耐震とか施設関係、今年度も耐震はやっていたと思うが来年度も更に増えるのか。
学校施設課長	○ 今年度末で耐震診断が終わった。今後耐震化が必要な棟数ははっきりした。体育館を除いた校舎が608棟、その中で耐震化の必要なものが198棟であった。設計は来年度から3ヶ年かけて行い、改修は平成30年度を目途に済ませる計画である。
委員長	○ 具体的な工事に入っていくということか。
学校施設課長	○ もう入っているが、改築の物件が結構あり、これには10億円以上かかるものもあり、予算の割りに件数が進んでいない状況にある。危ないものからということをやっているの、伸び率は上がっていないが、25年度の耐震設計も改築だけでなく補強もかなり行うので、実質26年度ぐらいからはかなり伸びてくると思う。
曾田委員	○ 学校教育や環境整備のハード面もかなり充実してくると思うが、生涯学習関係で地域ホームのようなものは重点施策には載っていないのか。あの事業は文科省が進めていないのか。地域で育てるといって言えば、比較的学校教育に特化したものが多くて、地域の人がやるのがたくさん含まれていて、あの事業費は予算的にはどうなのか。
生涯学習課長	○ この一覧には載っていないが、地域コーディネーター事業は拡充できるような予算要求はしている。
曾田委員	○ 載っていないだけで重点的かというと、土壌はあるということか。
生涯学習課長	○ そうである。
委員長	○ 報告第1号を承認してよいか。
全委員	○ <承認>
委員長	○ 報告第1号を承認する。
委員長	○ 日程第4、報告第2号を報告願う。
スポーツ振興課長	○ 説明（報告第2号の資料に沿って説明）
委員長	○ 質問、意見はないか。
委員長	○ 54%減ということだが、サッカー場の事業がなくなったということか。
スポーツ振興課長	○ 6億8, 500万円という工事なので、それが大きなものとして減額となっている。
委員長	○ 25年度は例年並みということか。
スポーツ振興課長	○ 工事が終了したら、その次は管理ということになる。こちらで指定管理料3, 300万円追加になっている。
委員長	○ その分例年より増えているのか。
スポーツ振興課長	○ そのとおりである。
教育長	○ 岡山マラソンの準備はどのようなことをするのか。
スポーツ振興課長	○ 今準備委員会を設けてマラソン大会の骨子を作ったところで、これを基に基本構想を今年度中に策定する。来年度は実施計画をどうするかを諮り、どういうコース設定にするかを検討し、26年度に実行委員会という流れになっていく。まだ、市としては検討段階であるが、県は県で進めていて、それに併せて県を中心に進めていく。
曾田委員	○ それにしては金額が大きいような気がするが。実施するのかと思う金額だが、総社の大会とは絡んでいないのか。
スポーツ振興課長	○ 総社とは別の大会として、参加する機会を増やすという考え方でやっている。
委員長	○ 岡山市でやるかどうかはまだ決まっていない。
曾田委員	○ 500万円近い金額で、準備に何をするのか。

委員長 東條委員	○ やるとすればコースをどうするかとか。 ○ 主に打ち合わせとか、資料収集とかではないか。たぶん陸連に申請するとすると費用はかなり高くなる。
委員長 スポーツ振興課長	○ 人件費も含めた金額か。 ○ 1名の人件費が入っている。
委員長 全委員	○ 報告第2号を承認してよいか。 ○ <承認>
委員長 委員長	○ 報告第2号を承認する。 ○ 日程第4、報告第3号を報告願う。
保健体育課長 委員長	○ 説明（報告第3号の資料に沿って説明） ○ 質問・意見はないか。
曾田委員 保健体育課長	○ 今加入率は何パーセントか。 ○ 予算では加入率72%の損益分岐点で見積もっているが、今年度1月末現在で73.9%である。
委員長 保健体育課長	○ 70%をきいたらとかいう話か。 ○ 目途はこれぐらいで考えている。加入していない人には、年2回呼びかけるであるとか、新入生にチラシを配るとかして加入率の向上に努めている。
委員長	○ 73.9%を維持しているということか。24年度の見舞金はどのくらいなのか。
保健体育課長	○ 集計ができていない。23年度は1,089万6千円であった。会費収入予算は、1,338万8千円だが、支出は動いているので。
委員長 教育長	○ 大体でいいのだが、毎月何件も出るのか。 ○ 23年度の件数は。
保健体育課長 教育長	○ 563件である。 ○ ほとんどが5等級か。
保健体育課長	○ そうである。内訳は、5等級が380件、4等級が176件、3等級6件、2等級1件、1等級0件。
教育長 委員長 保健体育課長	○ 1等級は死亡ですから。 ○ 1が一番重くて、5が一番軽いというものか。 ○ 5等級は5日以上の治療を行った場合のもの。
東條委員 教育長 曾田委員	○ 交通事故で亡くなった方がいたが、そういうのは入るのか。 ○ 交通事故は全く入らない。学校外、家の場合も対象外ということになる。 ○ パーセンテージを聞いたのは予算の立て方として、73.9%というのはいいところに落ちているが、25年度が24年度より収入を低く見込んでいるのはこれ以上、上がらないということか。
保健体育課長	○ 基本的には児童生徒数が減っているなので、全体金額が減ってくる。あと推計して、2・3月でどのくらい出るか推定した中で予算を立てている。前年並みの収入になるように考えるが、予算上は先ほど説明した損益分岐点が72%なので、72%の児童生徒数が加入した場合に前年並みの支出額が払えるだろうということでこの金額を設定している。
曾田委員	○ 希望的観測で75%になどはしないということ。よく啓発しているし、値上がりしたといっても300円は安いし、これで保証がそれだけの件数あるということとはもっと入ってもよいのかなあと思う。
教育長	○ いろんな保険が売り出されており、いろんなカバーのできるものがある。もっと他のカバーが付くものに入っている。
委員長 保健体育課長	○ 岡山市独自の制度か。 ○ 川口市と松戸市でもやっている。
東條委員 委員長	○ 私の子どもも受けたことがある。 ○ そういう経験したことを言ってもらえると、身近に感じられる。
委員長 全委員 委員長	○ 報告第3号を承認してよいか。 ○ <承認> ○ 報告第3号を承認する。
委員長 スポーツ振興課長	○ 日程第4、報告第4号を報告願う。 ○ 説明（報告第4号の資料に沿って説明）
委員長 東條委員	○ 質問・意見はないか。 ○ 指定管理の指定期間について、最長何年という決まりはあるのか。
スポーツ振興課長 東條委員	○ 通常5年だが、中には10年というものもある。 ○ 3年というのはいくらかあるのか。
スポーツ振興課長	○ 新しい施設であるので、より早急に内容を改良できたらということで3年にしている。

委員長 スポーツ振興課長	○ ファジアーノ岡山が選ばれた経緯は。公募だったのか、非公募だったのか。 ○ 募集は非公募であった。理由は、サッカー場の設置目的や市の政策目的をより効率的・合理的にやっていけるということになってるが、ファジアーノ岡山が指定管理者になることによって、高度な技術指導を行うサッカー教室など、他の団体ではできない独自の自主事業の実施により、高いレベルのスポーツ指導を市民に提供でき、市民のスポーツ振興が図れるということ、管理者において効果的な施設のPRを行うことが可能で利用率の向上につなげることができるなど、施設機能を最大に生かす管理運営が可能となることなどから、ファジアーノ岡山を指定管理者にすることが最も合理的であると判断している。
委員長 スポーツ振興課長	○ これは判断する委員会があったと思うが。 ○ 先ず市民局の「公の施設の検討部会」で非公募を決め、次に市長・局長で構成している「公の施設の検討委員会」で承認を受けている。
曾田委員	○ 説明で気になったが、なぜ公募でなく指定管理者に選ばれたかという理由の中で、広報活動もできるなどあったが、その前提として芝生の管理、グラウンドの管理などハードの管理がもちろんできるということを大前提で言ったほうがよいのではないか。
スポーツ振興課長 委員長	○ もちろんそれが大前提である。 ○ これは指定管理料をファジアーノに市が払う予算だと思うが、この金額の決定経緯は。
スポーツ振興課長	○ ファジアーノから収支計画書類を提出してもらっている。その中で支出総合計として5,100万円、それに対して収入は、利用料金、自主事業、必要な光熱水費等を差し引いたものが指定管理料として計算されていて、3,300万円となっている。
委員長 スポーツ振興課長	○ これはやっていくには厳しい数字を設定しているのか。余裕のある数字なのか。 ○ 利用料金がいかに収入として入ってくるかがポイントになる。適当な金額で上がってきていると判断している。
委員長	○ 結局、民間活力を利用してというのが、指定管理の理念なので、そういう意味で頑張ったら儲かるというギリギリのところで設定しておかないと、特に非公募だからそうでないと、何もしないで儲かるのは非公募の意味はないし、非公募はその辺りが難しい。3年後はどうするのか、二期目からはどうする。
スポーツ振興課長 委員長	○ まだ決定していない。今後の検討になる。
委員長	○ 他にないか。
委員長 全委員	○ 報告第4号を承認してよいか。
委員長	○ <承認>
委員長	○ 報告第4号を承認する。
委員長	○ 日程第4、報告第5号を報告願う。
生涯学習課長	○ 説明（報告第5号の資料に沿って説明）
委員長	○ 質問、意見はないか。
曾田委員	○ この会の会長は。
生涯学習課長	○ 市長になる。
曾田委員	○ 青少年育成協議会は、機構改革でどうなるのか。
生涯学習課長	○ 青少年育成センターの事務が岡山っ子育成局に移管されるので、育成協議会も移管される。
曾田委員	○ 学校現場へも岡山っ子育成局から通知が行くことになるのか。
生涯学習課長	○ 青少年育成関係のものはそのようになる。
曾田委員	○ 決定事項はそんなにないと思うが、決裁は岡山っ子育成局で、教育委員会は補助執行とかそういうことはないのか。
生涯学習課長	○ 25年度は補助執行を取る予定にしている。重大なものは教育委員会の決裁が必要になってくるが、基本的には岡山っ子育成局で決裁を取るようになる。
曾田委員	○ 将来的には教育委員会は絡まないということになるのか。
直本審議監	○ 青少年問題協議会は、条例で設置されているもので、今回市長部局に移管されることに伴って、会長を市長にするという条例変更するもの。これについては、補助執行というのは1年限り、次年度からは、これは予算上の措置なので予算内示があって予算を執行しないとイケないので、今から教育費から民生費への付け替えはできないということで、1年間は暫定的に補助執行をつけるというもの。それから、現在青少年教育係が所管しているジュニオケ、新成人、少年リーダー養成事業などは、補助執行を付けてこども企画課へ送る。1年間の暫定措置ではなく、補助執行を付けて送るということになる。事務事業の内容で、教育的側面の強いものについては、補助執行を付けて送るということになる。岡山市青少年問題協議会は、元々法律によって規定されされるものであるが、当該地方公共団

体の長をもって会長に充てるという規定があるので、それが今まで教育委員会にあったということで、今回市長部局に戻る。平成12年頃までは市長部局にあったもの。平成12年に総合政策審議会というものができて、その時の全ての審議会、附属機関等の見直しの中で教育委員会に送られてきた。推測になるが、移管された原因は、学校教育、社会教育などの教育的側面を重要視したものと思われる。今回また市長部局に戻るが、元々補助執行が付く性質のものではなかったということ。

曾田委員

○ そういえば、以前は市長部局が召集して、学校現場の事例発表を教育委員会も聞きに行くということがあった。

直本審議監

○ 付け足しだが、実態的には平成12年度に移管されてから、教育委員会の中に社会教育委員会というものが法定である。ここでの審議内容は、不登校、校内暴力、引きこもりなど社会教育に関することは実際こちらでやっていたので、包含してこちらで審議していた。加えて、委員も構成も同じ団体から7人重複していたこともあって、社会教育委員会の中で審議をして、こちらは休眠状態になったというわけである。この後は新たな組織を作るのか、今の条例を活用するのか、改正するのか、市長部局で再度考慮していただくことになる。

委員長

○ 岡山っ子育成局ができるかどうか、私は法律的にまずいのではないかと思っている。こういうあたりから、教育委員会が定めるというのが、いつの間にか市長が定めるに変わり、外堀が埋められていくような感じで、既成事実化されてくるような気もするが、そのあたり議論はあるのか。機構改革は我々が手出しできない部分であるが。

直本審議監

○ 今回の全体の機構改革の目的としては、行革担当で行っているが、全体組織のより一層効果的な組織の構築を目標に、施策の一層の推進と事務事業執行体制の充実を図るため、再編整備を行うというもの。また、一方教育委員会の生涯学習関係においては、社会教育法に明確に規定してある公民館、図書館、博物館などの社会教育施設の整備、企画とかそのあたりを中心に、社会教育委員会、学校とのつながりの強い事業、教育的側面の強い事業を引続いて教育委員会に残す。それからグレーゾーンにあるどちらかなというものについては、補助執行を付けて出す。それから本来市長部局にあるべきもの、一般施策とのつながりの非常に強いものについては、この機会にお渡しする。そういう線引きをやって、かつ事業それぞれ精査して、案として提出させてもらっている。教育委員会の生涯学習としての考え方はそうである。

曾田委員

○ 年度末になって、岡山っ子育成局にいろんな分野が行くとして、教育委員会事務局の定員が減らされることはあるのか。

直本審議監

○ 定員については、人事とか行革のマターだと思うが、今まで教育委員会が実施してきている市民に対するサービス水準は損なわない、維持向上できる体制はできるように人事当局にもお願いしている。可能性が全くゼロというわけではないのでできるだけ努力していきたい。

教育長

○ 実質的には、人が動かないと仕事だけ動いて新しい人が来ても、できるかというところできない。そうすると、今教育委員会にいる方でそちらに異動をかけないといけな。その時、単純な異動か併任か、人が動かないと仕事ができないのではないか。そういう意味では、補助執行にあたるのかなというところはある。

曾田委員

○ 複雑になるが、ただ横断的に仕事をしようというところはいいと思うが、やっぱり離れているとなかなか意思の疎通がはかれないことも出てくる。理想からいえば、青少年も全員で、岡山市を挙げて考えようということになるが、実際はどのようなかわからない。

教育長

○ 昨日から議会でも論議が始まったところだが、3月議会でもいろいろ質問が出ている。

曾田委員

○ 手続きとしては、先に条例改正をしないと機構改革はできないのか。

直本審議監

○ それについては、昨日の市民文教委員会協議会でも委員長から質問があったが、3月の委員会では正にそこが問題になる。機構改革に関連して条例を改正する。大前提としての任務条例が通らないと、全体の枠組みが決まらなるとそれに関連してぶら下がってくる条例は決まらなないので、まずは総務委員会で、その議決が得られるかどうか必要になってくる。

委員長

○ となると、専決処理しているが。

教育長

○ 議会へ提案することについてなので。

曾田委員

○ 平成12年3月22日に変わっているところを見ると、前も同じようなことをしている。

委員長

○ 議会の議論と連動する話であるということ。これをこういう形で議会へ出す。変更が前提ということ。議会の行く末を見守るということしかないが、先ほどの

委員長	○ こともあって注視していきたい。
全委員	○ 報告第5号を承認してよいか。
委員長	○ <承認>
委員長	○ 報告第5号を承認する。
委員長	○ 日程第5、議案第6号を説明願う。
指導課長	○ 説明（議案第6号の資料に沿って説明）
委員長	○ 質問・意見はないか。
東條委員	○ これは協定を結ばないとできない協力関係なのか。別紙の例が示されているが、こういうことをしなくてもよいのではないか。
指導課長	○ 協定を市と県と結んでいるということで、希望学園としてはいろんなことがやりやすくなるのではないかと思う。我々も不登校の部分について、こういった機関は大切にしたいという考えがあるので、そういった観点から協定を結ぶ必要があると考えている。
東條委員	○ 普通の協力関係で十分ではないかと思うが、県は例えば週に1回指導主事が行ってアドバイスする。これもある意味一方的なサービスを提供する感じで、市にも同じようなことを求められると、センターの先生のご負担が増えるだけであまり旨味がないということになるので、私はそれほど積極的になれない。既存の後楽館中・高が小学校は対象になっていないが、形の上では不登校の子どもを受け入れるという謳い文句を外していないと思うので、そこの関係やそこを活用する形で活性化するという考え方の方が現実的ではないかと思うが、後楽館中・高との不登校支援での関係については、どのように考えているのか。
橋本教育次長	○ 1つは先ほど指摘があったことの中で、例えば希望学園が行う行事について、この連携協定があれば共催という形ができる。名目上の共催になるので費用負担やマンパワーを出すことはできないということは申し上げているが、そういったことができるということは希望学園にとってメリットになる。それから後楽館と希望学園の一番大きな違いは、親元を離れる全寮制なので子どもが全く環境を変えたところで生活をするということ。私も現場にいたときにこの希望学園のことはよく知っていたので、適応指導教室に通っていたがなかなか改善が見られないという場合に紹介することができた。親元を離れることで改善できる子どもたちもいる。そういった子どもたちについて、学校長が連携協定もあるということで、安心して紹介できるということはあるかもしれないと思う。後楽館とは、そのあたりの棲み分けがあると考えている。
東條委員	○ 後楽館の不登校支援に関して、どのくらい実質的な形で行われているか。今の話にしても、協定がなくても既に紹介されているという事態があるわけで、意味があると思えない。ただ広告になってしまうという感じで、その片棒を担ぐのはどうかという気がするのでなかなか積極的にはなれない。私も市内の子どもで生活がかなり乱れている様子だったので、紹介した事例があったが、そういうものがなくても病院からの紹介で行けるし、特段の必要性が子どもサイドからないのではないか。情報としてそういうところがあるということはもう不登校支援をされている先生方はよくご存知で、県内の先生も皆さんご存知なので、ちょっと違和感がある。
曾田委員	○ 一つ安心できる材料としたら、原籍校の先生が自分の学校の子どもが世話になっている希望学園へ会いに行くときなど、安心して出張になるのか。
指導課長	○ 基本的に出張は学校長が職務として認めれば行けるので、大概の場合出張として扱っているのではないか。
曾田委員	○ そうだとすると何も変わらないということになる。目的のところに教員の資質能力の向上を謳っているが、希望学園が主催する不登校に関する研修への参加とか書いてあって、例えば事務局が絡んでこれだけの協定書を作るということは、希望学園が行う研修について、教育委員会を通じて各学校に知らせるのか。希望学園がチラシを配るのか。
橋本教育次長	○ 希望学園からチラシが来れば、学校としても当然配れる。私立の学校なので、しかも市外ということなので県とは違ったスタンスになるが、連携協定を結んでいるということで子どもも協力はしやすくなる。先ほど教育長が申し上げたが、現在27名のうち10名が岡山市の小・中学校から行っている。住所変更するので、どこの子どもなんだということになれば希望学園の子どもということになるが、元々岡山市にいた子どもたちが行っている。その10名の子どもたちが不登校の状態を脱しているという状況はあるので、子どもとしても今回存続の危機がかなりあって、経営がもう成り立たないかもしれないという状態があったので、応援はしていきたいという思いはある。
曾田委員	○ 具体的なことを言うと、啓発・広報のお知らせは私立学校といえどもメールポ

橋本教育次長 曾田委員	<p>ックスが使えるということか。</p> <p>○ そういうことになる。</p> <p>○ 折角協定ができるのだから、現場の先生が学ぶことがちょっとでもあればいい。この協定書ができたというのは、どういう形で学校に知らせるのか。</p>
橋本教育次長 東條委員	<p>○ どんな形になるかは別として、お知らせはする。</p> <p>○ 研修の話が出たが、希望学園が主催している研修は岡山市や県の教育センターがやっている研修と毛色が違うものなのか。つまりそこでないと学べないものか。</p>
橋本教育次長 教育長	<p>○ 内容として聞いているのは、やはり子どもたちを丸ごと預かっているので、生活をひっくり返した内容について、どういう方法でどういうことを見られたかという話は聞いたことがある。</p> <p>○ 一般の学校と適応指導教室のカリキュラムの中間のようなカリキュラム。自然の中での学習機会もあって、ものづくりであるとか食事など作法的なことも含めてやっている。岡山市として参考になるのは、適応指導教室から学校に復帰する場合に、学校としてどういう受け皿を作っておかないといけないか。当然今までにもあるが、そのあたりを見させていただく中で、主催する研修や、また実際の場でどういう教育をしているかを見て、取り入れられるところを取り入れていく。確かに東條委員の言うとおりに、どちらかということと希望学園のメリットが大きい。</p>
東條委員 橋本教育次長 東條委員 橋本教育次長 東條委員 教育長	<p>○ これは文教委員会にも諮るのか。</p> <p>○ 諮らない。</p> <p>○ ここでOKになればいいのか。</p> <p>○ そうである。</p> <p>○ あまりいいことがないような、何かいいことがあるのかなという感じだが。</p> <p>○ 教育次長が言ったようにどちらかということ、希望学園を応援するという意味合いになる。</p>
東條委員 教育長	<p>○ そうするとここだけじゃないという話になる。</p> <p>○ 他の都市は県がカバーしているから、そういう意味合いがあると思う。だから岡山市に打診があった。県教育委員会もしきりに最近では、教育長会議などに来て、可能な限り行けるケースはしっかり話をするように言われる。</p>
東條委員	<p>○ こういう対策をしていますということになるのかもしれないが、これで委員会職員の事務量が増えるということはないのか。</p>
橋本教育次長	<p>○ それはあまりない。今まで卒業式に招かれて行ったことがあるが、参考になるというか、非常に感動する場面がある。希望学園の保護者の方たちは、子どもたちをそこに送るときに悩まれる。それまでも悩まれるし、離すことしかないというところで悩まれる。そのあたりのことを最後にお話できる、語れるようになっている。そういったことを聞く機会が増えるようになることは、いいことだと思う。</p>
指導課長	<p>○ ここだけということがあるとなれば、不登校の子どもを対象にした「学校」であるという点で、フリースペース、岡山市の適応指導教室とは違う。そういう点では岡山県唯一の存在で、県も何とかして存続をとということを含めて協定を結んでいるだろうと思う。市としてもそういった観点もあるのかなと思う。</p>
委員長 教育長 橋本教育次長 委員長 橋本教育次長 委員長	<p>○ 現在岡山県内の学校としては一つか。</p> <p>○ 全国的にもあまりない、全寮制の中でやっているところは。</p> <p>○ 県外からも11名いる。</p> <p>○ よく似たものがあるのにここだけというわけにはいかない。</p> <p>○ 県内ではここだけである。</p> <p>○ なかなか今後もこういった学校はできにくいということでない、次できたらそこと協定するのかということになる。</p>
指導課長	<p>○ 唯一の学校がこのぐらいの人数なので、新たにできるのは考えにくいということになるが、全寮制なので、全寮制でないところを、例えばある市が計画してつくるという可能性は否定できない。</p>
東條委員 指導課長	<p>○ 素朴にそんなによいものだったら、後楽館をそうしたらよいのではないか。</p> <p>○ 後楽館は一般の方にも教員にも誤解されやすいが、不登校の子どもを枠を設けて受け入れているが、それだけに特化した学校ではない。後楽館には後楽館の教育のねらいがあり、それだけに特化することは難しい部分がある。</p>
教育長	<p>○ 不登校は考慮には入れる。しかし、学校は通ってくるのが基本になるし、一応枠を持って考慮して試験もしているわけだが、不登校をもってどうぞというわけにはいかない。</p>
曾田委員	<p>○ 岡山市にメリットがあるとすれば、今のびのびのノウハウが全寮制ということがどこもしていないのだから、全寮制で生活のリズムが変わったら、社会に適応できるようになるという成果があるはずだから、そういうものをたくさんもらえ</p>

	<p>ばいい。成果が上がっているならそうだが、上がっていないなら意味はないかもしれないが。今のところは、こちらがいろんなノウハウを差し上げたりとかで、こちらがいろいろメリットが多いが、折角協定するのなら積極的にノウハウをもらえばいい。</p>
指導課長	<p>○ 関連になるが、希望学園は見学会みたいなこともしていて、指導主事や教員が見に行ったりしている。その中の説明で今まさにおっしゃった生活習慣を立て直すということに一番力を入れている。そこが一番効果があるんだという説明を受けている。その次は社会性だったり学習だったり、そういう段階を追ってやっていくというお話があって、そういう面で学校にとって参考になると思う。</p>
委員長	<p>○ 私として危惧するのは、希望学園の宣伝にこちらが使われてしまうということになるとまずい。唯一の存在ということになれば、宣伝も何もここしかないということになるが。商売優先というようなことはないか。</p>
橋本教育次長	<p>○ それはない。厳しい状況である。現在27名しかいない。他の私立ももちろん学校なので、経営だけでやられているわけではないが、本当に存続できなくなったのはお金の問題によるもの。私学助成の方法が変わったときに、希望学園にとって不利な変わり方であったため、私学助成だけではないがこれではできないということになり、いろんなところから署名など存続を求める要望書が提出され、県教委としてそれを受けて、希望学園については、趣旨とか実態から同じルールを適用しないことに決めた。私学助成金の基になる子どもの人数をどの時期でみるかなどを改善している。それから特別支援学級を中で認めましょうということもある。細かなことは全部分かっていないが、県教委として存続について可能な限り配慮された。そういう経緯で存続の危機は免れた、という状況である。</p>
委員長	<p>○ どうでしょう。不登校も岡山市、岡山県は多いということで問題になっている。</p>
東條委員	<p>○ 一般的にはそれに対する支援を広げるという位置づけでよいと思うが、実際にはあまり意味がない。引っかかるのは、いかに特殊性があるとはいえ、ちょっと特出しするほど特殊性があるわけでもなさそうだし、例えば市民病院が移設された場合に小児科にそういう院内学級をつくって幼稚園をつくるうえでの参考にするとか、長期的に計画してそういう学校を作りたいと思っているなど、もう少し長期的な理由がないと、積極的な反対ではないが同意したほうがよいとも思えない。</p>
曾田委員	<p>○ ここまで話が来ているからというわけでもないが、実を取ったほうがよいと思う。これだけ目的等が書いてあるということは、これまでの対応とは違うことができる。今は10人しか岡山市から行っていないが、本当に引きこもる直前の子は、市教委、県教委としても今回お墨付きをもらえたわけで、保護者にも言いやすくなり、児童生徒を送るような努力をするということであれば協定の意義はある。何も変わらなければ、東條委員の言うように向こうのメリットだけで、こちらは何もなかったということで残念なことになる。</p>
教育長	<p>○ 当然市としても不登校の取組をしている。岡山市としても不登校は、数字的には高い。それに向けての施策は考えていかなければならない。それが適応指導教室でもあるし、他の施設ということも考えられる。だから不登校というものについて、いかに我々として今後の施策の中で展開を考えていかなければならないかという大切な部分である。ここが全寮制という特別なやり方、岡山市でそれをそのまま取り入れることはできない。全寮制で市立の学校を作ることはできない。不登校へ向けての何か向こうが持っているノウハウが少しはいただけるとか、それを今後の岡山市の施策に生かしていく。そこが大きい。</p>
委員長	<p>○ それぞれご意見が出て私から申し上げますと、現在岡山市も問題行動が話題になっている。その中で不登校も問題になっている。なるべくそういった子どもがいろんな対応をしていただける門戸は広げるべきかなあと、確かにメリットがあるかないかよくわからないところがあるが、あえてやめておくという判断にはならないか。ただあくまで私立の学校なので、こちらが宣伝に使われるようなことがあってはならない。それは十分注意してもらいたい。今現在はそういう危惧はないということだが。協定書で解除する文言は入れにくい。</p>
指導課長	<p>○ 第4条に有効期間が示されている。岡山市が申し入れた場合には自動更新にならない。</p>
委員長	<p>○ 自動更新で継続的な契約だが、流れが変わったときにどう関係が解消できるか、ということも考えておかないと。</p>
東條委員	<p>○ 協定を結んでおくことで、ここでの岡山市から行っている子ども教育のチェックができるということもある。不適切なことがあったら解除するという一つのカードにするという考え方もできる。</p>

委員長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6号議案を原案どおり可決してよいか。 ○ <承認> ○ 第6号議案は原案どおり可決する。 ○ 報告第5号で1件訂正がある。青少年問題協議会が暫定的に1年間の補助執行を付けてと申し上げたが、単なる移管で補助執行はつかない。元々市長部局にあったものであるため。 ○ 以上で2月定例会の審議はすべて終了する。
全委員	
委員長	
直本審議監	
委員長	

傍 聴 の 状 況		
報	道	2 名
一	般	0 名